

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の集合契約の変更について

1 契約変更後の実施検査

- (1) 唾液を用いた検査 ①PCR検査 ②抗原定量検査
 (2) 鼻咽頭拭い液検査 ①PCR検査 ②抗原定量検査 ③抗原定性検査
 (3) 鼻腔拭い液検査 ①PCR検査 ②抗原定量検査 ③抗原定性検査

< 検査 >

対象者		PCR 検査 (LAMP 法含む)			抗原検査 (定量)			抗原検査 (定性)		
		鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液
有症 状者	発症から 9 日目以内	○	○	○	○	○	○	○※1	○※1	×
	発症から 10 日目以降	○	○	×	○	○	×	△	△	×
無症状者		○	×	○	○	×	○	×	×	×

△:陰性の場合は鼻咽頭 PCR 検査が必要。

※1:発症 2 日目から 9 日目以内の有症状者の確定診断に用いられる。

契約変更後は、全ての新型コロナウイルス検査が実施可能となり、どの検査方法、手技を行うかは医療機関の判断となります。

医療機関によっては、高齢者は唾液が採取しづらいため「鼻咽頭拭い」とし、それ以外の患者は「唾液を用いる」など、患者ごとに手技や検査方法が異なることも可能であり、今までどおり「唾液を用いた PCR検査のみ」実施することも可能です。

2 「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」として、新型コロナウイルス感染症の検査を行うために必要な手続き

(1) 新規登録

「診療・検査医療機関」の指定を東京都に申請せず、地区医師会との集合契約のみを希望する医療機関は、別添の申請書により申請していただきます。

新たな申請では、チェックリストの 1 のオ(検体採取時の装備)が変更されるとともに、図面の提出は求められなくなりましたが、感染対策を適切に行うようお願いいたします。

(2) 既にいずれかの検査で認定済

新たな手続きは不要で、全ての検査の実施が可能です。

(3) 「診療・検査医療機関」の指定を受けた医療機関の集合契約

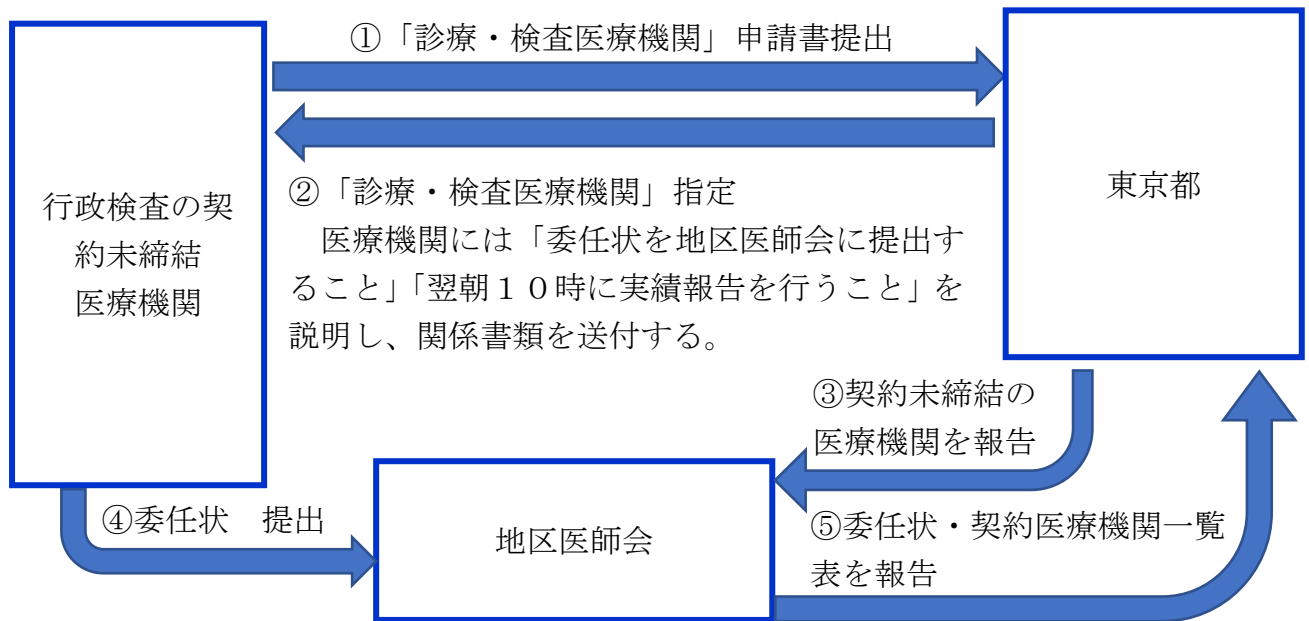
「診療・検査医療機関」の指定申請は集合契約の申請と同様の項目があるため、指定を受けた医療機関のうち、集合契約等を締結していない医療機関で、「診療・検査医療機関」の申請書類の「診療・検査医療機関登録申請項目」の、「実施内容」項目で「2.コロナ検査を実施」を選択し、地区医師会へ委任状を提出した医療機関が集合契約を締結したものとみなされます。「1.発熱

患者のみ診療」を選択した医療機関は集合契約を締結したとはみなされません。

ただし、集合契約を締結したとみなされた医療機関がどのように検査を行うかは、医療機関の判断となります。

東京都では認定された医療機関がすでに集合契約を締結しているか、「診療・検査医療機関登録申請項目」の「実施内容」項目で「2.コロナ検査を実施」を選択しているかを確認し、該当する医療機関の手続きは以下のとおりとなります。

- ① 医療機関が東京都へ「診療・検査医療機関」の指定申請を行う。
- ② 東京都は申請内容を確認し指定。指定後、東京都は保険適用に伴う行政検査の契約未締結の医療機関に「地区医師会へ集合契約の委任状を提出すること。」「翌朝10時に実績報告をすること」などを説明し、関係書類を医療機関に送付する。
- ③ 東京都は診療・検査医療機関の指定を受けた医療機関の中で、保険適用に伴う行政検査の契約未締結の医療機関を地区医師会へ報告。
- ④ 医療機関は委任状を地区医師会へ提出する。
- ⑤ 地区医師会は該当医療機関から委任状が提出され次第、委任状とともに契約医療機関一覧表に追記し東京都へ報告する。



3 検査手技に係る装備については、別添の申請書のチェックリストの項目を参照

4 院内で陽性者が確定した場合

新型コロナウイルス感染症は感染症2類相当とされ、感染者の移送については、都道府県が行うこととなります。

患者が院内にとどまっている時間帯に陽性者が確定する場合が想定され、この場合、陽性者の発生を保健所に報告した後、都道府県(保健所)が対応を決定し移送を行うまでは、陽性者は院内で他の患者と動線が交わらない場所で待機するなどの対策を講じることが必要となります。

5 診療報酬請求点数について

① PCR 検査料 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料 150 点

※ 括弧内は、検体採取を行った医療機関等で検査を実施した場合

② 抗原検査料が 600 点、免疫学的検査判断料 144 点

6 PCR検査、抗原検査、インフルエンザの同月実施について

抗原検査を行い、陰性と判明した場合、発症から 9 日目までであれば確定診断として差し支えないとされていますが、医師が強く新型コロナウイルスの症状を疑った場合等は、もう一度PCR検査や抗原検査を実施することは可能です。この場合、診療報酬明細書の摘要欄に症状を疑った理由を記載しなければなりません。また、同じ区分の判断料は月に 1 回のみ算定可能ですので注意してください。

月に抗原検査と PCR 検査を行った場合の判断料は「免疫学的検査判断料 144 点」と「微生物学的検査判断料 150 点」が算定でき、PCR 検査を 2 回行った場合は、「微生物学的検査判断料 150 点」1 回のみ算定となります。

月にインフルエンザ検査と PCR 検査を行った場合の判断料は「免疫学的検査判断料 144 点」と「微生物学的検査判断料 150 点」が算定でき、インフルエンザ検査と抗原検査を行った場合は、「免疫学的検査判断料 144 点」1 回のみ算定となります。